

作新学院大学大学院心理学研究科履修要項

(趣旨)

1. 作新学院大学（以下「本学」という。）大学院学則第12条の規定に基づく心理学研究科（以下「研究科」という。）臨床心理学専攻の授業科目、単位数及び履修方法等については、本学大学院学則及び本学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(指導教員)

2. 学生の研究及び論文指導のため、主任指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

(履修方法)

3. 学生は、2年以上在学し、32単位以上を選択修得し、修士論文を第11号の定めるところにより提出しなければならない。
4. 学生は、指導教員の指示に従い、本学大学院学則別表第3にかかげる授業科目について、同表備考欄に定めるところにより修得しなければならない。
5. 単位計算の基準は、本学学則第29条による。

(履修制限)

6. 必修科目及び選択必修科目E群は当該専攻者に特化して開講されるものとする。

(履修授業科目の届出)

7. 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期の初めに所定の用紙により、その授業を担当する教員の承認を受け、指導教員を経て研究科長に届出のものとする。

(試験)

8. 試験は、学年末又は学期末に、各科目について筆記試験、論文試験（レポート）及び口述試験を単独又は併用して授業担当教員が行う。
9. 各科目の試験方法は、担当教員がその都度指示する。

(成績の評価)

10. 授業科目の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。ただし、修士論文（以下「学位論文」という。）については、70点以上を合格とする。
11. 前項の成績評価は、秀（100点から90点まで）優（89点から80点まで）、良（79点から70点まで）、可（69点から60点まで）の評語で表示する。ただし、学位論文については、合格又は不合格で表示する。

(学位論文の提出)

12. 学位論文は、1年以上在学し20単位以上修得した者でなければ提出することはできない。
13. 学生は、指導教員の指導のもとに、学位論文の題目を決定し、指定された期日までに研究科長に届出なければならない。
14. 学位論文は、所定の期間内に指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。学位論文は、学位規程第7条の規定にかかわらず正本1部及び副本（正本のコピー）2部の計3部並びに論文要旨（400字詰横書き原稿用紙5枚程度）1部を合わせて提出しなければならない。

15. 学位論文の審査及び最終試験は学位規程の定めるところによる。
16. 学位論文の審査は、2月上旬までに行う。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。